

金沢森のめぐみ価値創造業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

金沢産木材及び特用林産物の更なる利活用の機会を拡大するため、金沢産木材や特用林産物の新たな需要を創出する木製品等の研究開発及び市場調査を実施し、その取組みと効果を検証する業務の最適な受託候補者を、このプロポーザルによって特定する。

2 一般事項

(1) 名称

金沢森のめぐみ価値創造業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市農林水産局森林再生課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号（第二本庁舎）

電話 076-220-2217 FAX 076-222-7291

Mail nourin_mori@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の交付の方法

ア 方法 本市のホームページにて公表する。

イ 交付資料 ①金沢森のめぐみ価値創造業務委託プロポーザル実施要領

②金沢森のめぐみ価値創造業務委託仕様書

③提出書類様式

④金沢もりづくりベース東浅川条例

⑤金沢もりづくりベース東浅川平面図

(5) 日程

実施要領等の交付開始	令和8年6月25日（木）
実施要領等の交付終了	令和8年7月6日（月）
参加表明書の提出期間	令和8年6月25日（木）～令和8年7月6日（月）
企画提案書提出者選定の通知	令和8年7月8日（水）
質問の受付	令和8年6月25日（木）～令和8年7月6日（月）
質問の回答	令和8年7月10日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和8年8月17日（月）
プレゼンテーション	令和8年8月下旬予定
審査結果通知	令和8年9月上旬予定

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

ア 以下の要件を全て満たすものとする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の入札参加資格を有し、かつ公益社団法人石川県木材産業振興協会の「石川県木材業者登録制度」に登録していること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時(以下「提出日」という。)までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知(令和8年9月上旬予定。以下「審査終了」という。)までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ロ) 役員(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(ハ) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

I 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は決定

II 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は決定

III 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て

イ 共同企業体(以下「JV」という。)として応募する場合の要件は以下のとおりとする。

(ア) 構成員のうちいずれかが上記ア(ア)の要件に該当すること。

(イ) すべての構成員が上記ア(イ)から(ハ)の要件に該当すること。

(ロ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、JVの構成員又は協力事業者となることはできない。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。

また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢森のめぐみ価値創造業務委託事業者選定委員会の委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織(研究室等を含む)に所属する者

4 当選者の業務

(1) 業務名 金沢森のめぐみ価値創造業務委託

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 履行期間 本業務委託契約締結日から令和9年3月31日まで

※1 ただし、本業務を誠実かつ効果的に執行した場合は、本業務期間終了後から令和13年3月まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

※2 仕様書6(4)市場調査製品販売所の運営に関する業務は、金沢もりづくりベース東浅川の開所に併せ開始すること。

5 提案条件、提出書類等

(1) 提案条件

業務委託費上限額 3,500,000円(消費税及び地方消費税を含むものとする。)

※ 令和9年度以降の契約上限額は、施設の供用期間や業務内容を踏まえ、各年度の予算の議決を持って定めるものとする。

(2) 提出書類の内容及び提出方法

ア 参加表明書

企画提案書の提出を希望する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。(ファイル形式はPDF形式とすること。容量上送付が難しい場合、オンラインストレージサービスを用いて提出すること。)

(ア) 内容

a 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式1 参加表明書 ※1

様式2 JV構成表 ※2

様式3 法人概要

様式4 誓約書

※1 JVで参加の場合は、代表事業者名で作成し、提出すること。

※2 様式2は、JVで参加の場合のみ作成し、提出すること。

b 用紙の大きさはA4判とする。

(イ) 提出部数 各1部

(ロ) 提出先 2(3)イに同じ

(ハ) 提出期間 令和8年6月25日(木)から令和8年7月6日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年7月6日(月)午後5時45分必着とする。

(ニ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 2(3)イに同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

(ホ) 参加表明書提出後、記載された内容の変更は認めない。

イ 企画提案書等提出者の選定

金沢市において、参加表明書を審査し、適当と認めた者について企画提案書及び付属資料（以下「企画提案書等」という。）の提出者として選定し、企画提案書提出者選定通知を送付する。

ウ 企画提案書等

企画提案書等の提出者として選定された者は、以下に基づき作成した企画提案書等を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。また併せて、電子メールで、2(3)イに示すメールアドレスあてに電子媒体で提出すること。（ファイル形式はPDF形式とすること。）

(7) 内容

企画提案書は、以下に掲げる評価項目及び評価の着眼点を踏まえ、それぞれ指定の様式に基づき作成すること。

	評価項目	評価の着目点	提出様式
1	業務の理解度及び実施方針	課題の理解及び運営方針	様式6-1
2	研究基盤体制	素材の特性の理解及び安定した供給の確保	様式6-2
3	人材の配置	必要な人材の確保及び配置	様式6-3
4	研究手法	具体的な研究手法	様式6-4
5	製品製造実績及び販売業務実績	直近3年間における同種・類似の業務実績	様式6-5
6	施設運営実績	魅力的な品目、適正価格の設定、災害時や事故などの不測の事態への対応策と直近3年間における施設運営業務実績	様式6-6
7	広報	効率的・効果的な事業の周知	様式6-7
8	他業務との連携	事業実施に係る多様な主体との連携 施設利用者を意識した製品展開	様式6-8
9	業務計画	業務の目的を達成するための中長期的な目標の設定	様式6-9
10	事業の安定運営	経費の内訳	様式6-10

企画提案書には表紙（様式5）をつけること。

提案にあたっては、簡潔で具体的な記述とし、実行可能な内容とすること。なお、文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用することができる。

(イ) 提出部数 正本1部、副本6部

(ロ) 提出場所 2(3)イに同じ

(ハ) 提出期間 企画提案書提出者選定通知の日から令和8年8月17日（月）まで（土曜日

及び日曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。
 郵送又は宅配便等の場合は、令和8年8月17日(月)午後5時45分必着とする。

(ハ) 質疑応答

- a 提案内容に関する質疑は様式7に記載し、令和8年6月25日(木)から令和8年7月6日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに休日を除く。)のそれぞれ午前9時から午後5時45分までに、企画提案書提出場所まで、持参、郵送、宅配便等、FAX又は電子メールで送るものとする。郵送、宅配便等、FAX又は電子メールの場合も同時刻必着とする。なお、FAXの場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。
- b 回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するものを除き、令和8年7月10日(金)までに、質疑の有無にかかわらず、企画提案書の提出者として認められた者全員に対し、FAX又は電子メールにて質疑書及び回答書を送付する。

(カ) 厳正な匿名審査を行うため、様式5以外の中で作成者が判別できる内容の記載(特定の者と判別できる記号やふちどりなども含む。)はしないこと。

(キ) 企画提案書提出後、記載された内容の変更は認めない。

(3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

イ 提案は、1者につき1件に限る。

ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

6 企画提案書の特定基準

	評価項目	評価の着目点	特定基準	配点
1	業務の理解度及び実施方針	課題の理解及び運営方針	本市が抱える課題等を理解し、業務の目的を達成するための方針が示されているか。	15
2	研究基盤体制	素材の特性の理解及び安定した供給の確保	素材の特性を理解し、安定した供給が可能な体制が確保されているか。	10
3	人材の配置	必要な人材の確保及び配置	必要な人材の確保及び配置がなされているか。	10
4	研究手法	具体的な研究手法	金沢産木材及び特用林産物の新たな需要の創出に向け、具体的な研究手法が示されているか。	15
5	製品製造実績及び販売業務実績	直近3年間における同種・類似の業務実績	製品製造及び製品販売業務について、直近3年間に同種・類似の業務実績があるか。	5

6	施設運営実績	魅力的な品目、適正価格の設定、災害時や事故などの不測の事態への対応策と直近3年間における施設運営業務実績	魅力的な品目、適正価格が設定、災害・事故発生時等、不測の事態に対応できる体制が備えられているか。 直近3年間における施設運営実績があるか。	10
7	広報	効率的・効果的な事業の周知	製品利用を促す効率的・効果的な情報発信及び事業者向けの周知を行うための具体的な提案があるか。	5
8	他業務との連携	事業実施に係る多様な主体との連携及び施設利用者を意識した製品展開	事業の効果を高めるための多様な主体とのネットワーク形成について具体的な企画提案があるか。 施設に来所する利用者を考慮した製品展開について具体的な方針が示されているか。	20
9	業務計画	業務の目的を達成するための中長期的な目標の設定	本業務の効果を高める中長期的な目標が設定されているか。	5
10	事業の安定運営	経費の内訳	事業の安定運営が可能な経費の内訳が積算されているか。	5
合計				100

7 選定及び特定方法、結果の通知等

(1) 企画提案書等の提出者の選定方法

参加表明書の内容について、「3 応募資格」に掲げる条件を満たしているかを審査し、企画提案書等の提出者を選定する。

(2) 企画提案書の特定方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日時、場所については、企画提案書の提出者に対し通知する。プレゼンテーションに必要な機器は、原則として企画提案書等の提出者が用意することとする。ただし、ディスプレイ及びディスプレイ投影画像を操作するパソコンは本市で用意する。

(4) 金沢森のめぐみ価値創造業務委託事業者選定委員会

金沢森のめぐみ価値創造業務委託事業者選定委員会は、次の5名で構成する。

- 柳井 清治 (石川県立大学 特任教授)
- 三輪 章志 (公益財団法人 石川県産業創出支援機構 アドバイザー)
- 前 千代子 (金沢市校下婦人会連絡協議会 副会長)
- 堀場 喜一郎 (金沢市農林水産局長)
- 青山 雅幸 (金沢市農林水産局森林再生課長)

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、企画提案書の提出者に対し、令和8年9月上旬頃(予定)に通知する。なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書等の提出者として選定されなかった者及び企画提案書等の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日及び日曜日並びに休日を除く。)以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

- 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

- ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。
- イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。
- オ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること(公表し、複製し、展示すること等をいう。)ができるものとする。
- カ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。